

## 第 11 節 インタラクティブ配信

音楽配信、テレフォンサービス等ネットワークを用いた放送及び有線放送以外の公衆送信及びそれに伴う複製により著作物を利用する場合（第 11 節の規定を適用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

### 1 包括的利用許諾契約を結ぶ場合

(1) 商用配信（リスニング用、カラオケ用、着信音等音楽を利用することを主たる目的として配信する場合）

#### ダウンロード形式

(ア) 月額使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広告料等収入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 7.7%又は 7 円 70 銭の	1 曲 1 リクエスト当たり 6 円 60 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない	いずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1 曲 1 リクエスト当たり 5 円 50 銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(イ) (ア)にかかわらず、着信音専用データの月額使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広告料等収入	あ	広告料等収入の有無にかかわらず、1 曲 1 リクエスト当たりの情報料の 7.2%又は 5 円のいずれ	1 曲 1 リクエスト当たり 5 円に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	ない	か多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	
最低使用料		本表で算出した月額使用料が 5,000 円を下回る場合は 5,000 円とする。この場合において、送信可能化する日数が 5 日までの場合は、日額 1,000 円に利用日数を乗じて得た額とする。	

## ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず下表のとおりとする。

ただし、1曲（又は1コンテンツ）を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（コンテンツ）の使用料は、当該情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額に当該著作物（コンテンツ）の月間の総リクエスト回数に乗じて得た額又は下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料及び広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数に乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料及び広告料等収入の3.5%
一般娯楽等	月間の情報料及び広告料等収入の2.5%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料及び広告料等収入の1.0%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円とする。

なお、1サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2の規定により定めた料率又は額に総リクエスト回数に乗じた額とすることができる。

## (2) 商用配信（(1)のうち、歌詞又は楽曲を文字、楽譜等により可視的に利用する配信）

ダウンロード形式、又はデータを受信側のプリンタで印刷することが可能なストリーム形式

月額使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲1リクエスト当たりの情報料の10%又は10円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり6円60銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり5円50銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

ただし、外国の著作物が利用される場合の月額使用料は、当該外国の著作物に限り、本表（最低使用料を除く。）にかかわらず、2の規定により定めた料率又は額に月間の総リクエスト回数を乗じた額とする。

データを受信側のプリンタで印刷することができないストリーム形式  
当分の間、(1) の規定を適用する。

- (3) 商用配信（音楽以外の著作物を利用することを主たる目的として配信する場合  
（(1)、(2)の規定が適用にならない場合））

ダウンロード形式

月額使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ る	広告料等収入の有無にかかわらず、1曲（1コンテンツ、以下本表において同じ）1リクエスト当たりの情報料の6.2%又は6円20銭のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。	1曲1リクエスト当たり5円30銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
	な い		1曲1リクエスト当たり4円40銭に月間の総リクエスト回数を乗じて得た額とする。
最 低 使 用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

### ストリーム形式

月額使用料は、同時送信可能化する楽曲数にかかわらず下表のとおりとする。

ただし、1曲（又は1コンテンツ）を利用する都度情報料が課される方式による場合の当該著作物（コンテンツ）の使用料は、当該情報料の3.6%又は3円60銭のいずれか多い額に当該著作物（コンテンツ）の月間の総リクエスト回数に乗じて得た額又は下表の最低使用料の額のいずれか多い額とする。

なお、情報料及び広告料等収入がない場合の使用料は、年額50,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、利用曲数にかかわらず月額5,000円に予め定める利用月数に乗じて得た額とすることができる。

サービスメニューの区分	使用料率
主として音楽により構成されるもの	月間の情報料及び広告料等収入の2.8%
一般娯楽等	月間の情報料及び広告料等収入の2.0%
スポーツ・ニュース等音楽の利用比率が低いもの	月間の情報料及び広告料等収入の0.8%
最低使用料	本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は、5,000円とする。この場合において、送信可能化する日数が5日までのときは、日額1,000円とする。

なお、1サービスメニューにおいて利用する著作物が著しく少ない場合の使用料は、本表にかかわらず、2の規定により定めた料率又は額に総リクエスト回数に乗じた額とすることができる。

#### (4) 非商用配信

##### ダウンロード形式

同時に送信可能化する楽曲10曲毎の年額又は月額使用料は、利用形態にかかわらず下表のとおりとする。

ただし、歌詞、楽譜等可視的な利用で外国の著作物を利用する場合の使用料は、2の規定により定めた料率又は額にリクエスト回数に乗じた額とする。

一般	個人が営利を目的とせずに 利用する場合	営利を目的としない教育機 関が利用する場合
年額 50,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 5,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	利用形態にかかわらず年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

ストリーム形式(本規定において、単なる画面表示にとどまる外国の著作物を除く歌詞、楽譜の利用も含む。)

利用形態、同時に送信可能化する楽曲数にかかわらず、年額又は月額使用料は、下表のとおりとする。

一般	個人が営利を目的とせずに 利用する場合	営利を目的としない教育機 関が利用する場合
年額 30,000 円とする。なお、送信可能化する日数が 1 年に満たない場合は、月額 3,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 10,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 1,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 1,200 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 150 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。	年額 20,000 円とする。なお、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 2,000 円に予め定める利用月数を乗じて得た額、同時に送信可能化する楽曲が 10 曲に満たない場合は 1 曲当たり年額 2,400 円、利用期間が 1 年に満たない場合は月額 300 円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

## 2 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、1曲1リクエスト毎に定めるものとし、1曲1リクエスト当たりの情報料の20%又は歌詞、楽曲それぞれ20円のいずれが多い額を上限として利用状況等を参酌して決定する。

(インタラクティブ配信の備考)

(用語の定義)

本節において、用語の定義は次のとおりとする。

### (ア) 商用配信

情報料又は広告料等収入を得て行う配信、及び収入の有無に関わらず営利を目的とする者が行う配信をいう。

### (イ) 非商用配信

非営利団体又は非営利の任意のグループ若しくは個人が営利を目的とせず行う配信をいう。

ただし、以下のデータの配信については商用配信とみなす。

ア 商業用レコード等(当該商業用レコード等にかかわる権利者の許諾を特に非商用利用として得ている場合はこの限りではない)。

イ 着信音(着信音専用データを含む)。

### (ウ) ダウンロード形式

受信先の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいう。

### (エ) 着信音専用データ

電話等の着信音に用いるデータのうち、通常の総再生時間が45秒以内のものであって、受信先の端末機械から他の記憶装置への複製ができない形式のものをいう(画像などを伴うものを含む)。

### (オ) ストリーム形式

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

### (カ) 情報料

インタラクティブ配信の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金(消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わない。)をいう。

(キ) 広告料等収入

インタラクティブ配信を行うに当たり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

(ク) サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

(ケ) コンテンツ

ストリーム形式又は映像を伴う利用において、分割して受信することが不可能な形式により 1 リクエストあたりに送信される単位をいう。

(コ) 外国の著作物

当協会の委託者ではない日本国外の音楽出版者が著作権者との間に音楽出版契約を締結した著作物で、且つ当協会著作権信託契約約款第 16 条の定めに基づき、使用料規定第 4 節出版等の許諾の際の使用料を委託者の定める額としている著作物をいう。

(カ) 試聴

主として音楽を利用する利用形態において、本協会使用料規程が適用される営利を目的とした利用が行われる場合で、当該利用の促進を目的として行われる配信をいい、情報料、広告料等収入を得ないもので、著作物データの総再生時間が 1 曲当たり 45 秒以内のものに限る。ただし、ダウンロード形式の場合は、著作物データの再生可能回数が 3 回までのものに限る。

なお、1(2)の規定が適用となる場合で、配信される可視的なデータの一部をサンプルとして配信するときは、その 30% 以上をマスクすることによる場合を含む。この場合において、当該サンプルが受信先において印刷可能であるかどうかを問わない。

(シ) データ保管代行

本規定による許諾を得た事業者が、当該サービスの一環として専ら個人向けに、当該事業者が配信したデータの保管領域を無償で貸与するもので、当該保管領域の貸与を受けている個人以外には著作物データへのアクセスを認めないものをいう。

( 使用料算出の単位 )

本規定は、原則としてホームページ等の1サービスメニューごとに算定する。但し、1ホームページ等に複数のサービスメニューがある場合は、規定の区分に従いサービスメニューごとに適用する規定の区分を定めた後、同一の区分のサービスメニューについては一つのサービスメニューとして使用料を算定することができる。

( 商用配信規定の取扱いの特例 )

非営利団体又は非営利の任意のグループ若しくは個人が広告料等収入のみを得てダウンロード形式により利用する場合( インタラクティブ配信の備考 (イ) に該当するデータとしての利用を除く。)で、1(1)、1(2)又は1(3)の各表により難いときは、当分の間、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき年額60,000円とすることができる。なお、送信可能化する日数が1年に満たない場合は、同時に送信可能化する曲数10曲までにつき月額6,000円に予め定める利用月数を乗じて得た額とすることができる。

いずれの場合も同時に送信可能化する曲数が10曲を超える場合は10曲までを超えるごとに10曲までの場合の額にその額を加算した額とする。

( 利用に制限がある場合 )

1(1)から1(3)の規定が適用になる場合で、受信先において当該曲データの利用可能な期間に10日まで、又は利用可能な回数に10回までの制限があるときは、各表に定める1曲1リクエスト当たりの使用料額を3円85銭と読み替える。

ただし、表の使用料率が適用になる場合又は使用料額がこの額を下回る場合は、この限りではない。

( 情報料の取扱いの特例 )

情報料がある場合で、月額定額制などリクエスト1回当たりの情報料が定められていないときの情報料は、当該事業者の定める情報料をリクエスト可能回数で除す等して1曲当たりの情報料相当額を算出する。

本来情報料が定められているにもかかわらず、利用促進キャンペーン等のため情報料を一定期間減額又は免除して利用する場合の使用料は、本来の情報料に基づき算出する。

( 音楽を利用している広告に関する取扱いの特例 )

音楽を利用している広告を情報料を得ずに利用する場合は、使用料の算出の単位を当該広告単位とすることができる。この場合における1曲1リクエスト当たりの

使用料は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定することができる。

(広告料等収入の取扱い)

1(1) 又は1(3) の規定を適用する場合で、1 ホームページにおいてサービスメニュー毎に広告料等収入を区分して報告できないときの取扱いについては、報告できないサービスメニューに限り、利用者の選択により、以下の(ア)又は(イ)とすることができる。

(ア) カウント / 解析が容易な場合	ホームページ全体の総ページビューに対する当該サービスメニューのページのページビュー比率 (又はそれに相当するもの) を乗じて得た率を、広告料等収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。
(イ) カウント / 解析が困難な場合	ホームページ全体の広告料等収入をサービスメニューの総数で案分して得た額を使用料算定の際の1 サービスメニュー当たりの広告料等収入とすることができる。ただし、この場合において、著作物を利用していないサービスメニューは、その数にかかわらず1を加えて案分する。 なお、音楽を利用しているサービスメニューの数を5倍した数より、音楽を利用していないサービスメニューの数の方が多い場合は、案分するサービスメニューの数について、音楽を利用していない5 サービスメニュー毎に1ずつ加えることができる。

(使用料の免除)

データ保管代行を行う場合で、予め届け出があり、当協会が認めたものについては、使用料を免除する。

次のア、イ、ウのいずれかに該当する試聴を行う場合で、予め届け出があったものについては、使用料を免除する。

ア 1(1)、1(2)又は1(3)の規定により著作物を利用する利用者が、受信者にリクエストをさせる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物を試聴させる場合

イ 著作物が適法に収録された商業用レコード等著作物の利用を主たる目的とする商品を製作又は販売する者が、当該商品の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該商品に収録された著作物を試聴させる場合

り 実演家、レコード製作者又はこれらにかかる著作隣接権を有する者が、  
自らのホームページにおいて自ら当該実演、レコードにかかる著作物  
を試聴させる場合

(規定が複数適用になる場合の取扱い)

1(1)から1(3)の規定のうち複数の規定が同時に適用になる利用形態を1サービス  
メニューにおいて行う場合の使用料は、下表のとおりとする。

		情 報 料	
		あ る	な い
広 告 料 等 収 入	あ	当該情報料又は広告料等収入 (1(1)、1(2)又は1(3)の 規定が適用になる場合は情報料 収入のみ)の額を、適用となる 規定の数で除した額をもとにそ れぞれの規定を適用して算出す るものとする。	1曲1リクエスト当たり6円60 銭に月間の総リクエスト回数 を乗じて得た額とする。
	ない		1曲1リクエスト当たり5円50 銭に月間の総リクエスト回数 を乗じて得た額とする。
最低 使用 料		本表で算出した月額使用料が5,000円を下回る場合は5,000円とす る。この場合において、送信可能化する日数が5日までの場合は、 日額1,000円に利用日数を乗じて得た額とする。	

(音楽を広告に利用する場合の取扱い)

本規定が適用となる利用方法により、商品やサービスの広告のために音楽を利用  
する場合は、予め著作者の同意を得なければならない。

(送信可能化されている著作物の使用料)

本規定により算出される使用料には、リクエストの有無にかかわらず当該サービ  
スメニューに送信可能化されたすべての著作物の送信可能化にかかる使用料を含む  
ものとする。

(本規定により難しい場合の使用料)

インタラクティブ配信のうち、利用の態様に鑑み本規定により難しい場合の使用料  
は、利用者と協議のうえ、本規定の率又は額の範囲内で決定する。